

宋代の士人身分について

高橋 芳郎

【要約】宋代における科挙制度の整備と進士及第者に対する高い官職の保証とは、官立・私立の学校の普及とも相俟って空前の数に達する読書人階層を生み出した。挙人や生員を中核とする無官の読書人は、当時、士大夫⇨官僚や庶民とは区別された社会層として士人、士子等と呼称され、郷里社会においては、官僚身分保持者に次ぐ身分的地位を有する者と意識されていた。したがって、郷里社会では、郷官・寄居官⇨士人⇨庶民という身分序列関係が形成されていたのである。士人はこうした身分的地位と士たることの自覚に基づき、郷里社会の当面する諸課題の解決のために指導者的役割を担っていたが、一方ではその身分的地位を利用して地方行政に介入し、私利を追求する等の行為も見られた。士人の身分は単に社会的身分として成立していたに止まらない。挙人や生員は役法と刑法の上で優免を受け、自らを法的身分としても確立していたのである。とりわけ挙人の資格は、科挙試の上では臨時的なものであったが、役法と刑法の上では終身資格となっていた。更に実際の裁判の場では、挙人や生員に限らず、士人は士人であることよって刑罰の減免を受けており、国家体制上における、あるいは郷里社会における士人の支配階級の性格は、次第に明確な形をとりつつあったのである。

史林 六九卷三号 一九八六年五月

はじめに

本稿に言う身分とは、国家体制、分業関係、階級関係、血縁関係、「共同体」、人種（民族）等を契機として区別・類別された人間あるいは人間集団の社会的ないし法律的地位である。中国史に即して言えば、国家体制を契機とする身分区分は、君⇨臣、良⇨賤、官⇨民、分業関係は、士、農、工、商、階級関係は、主⇨僕、主⇨佃、血縁関係は、尊⇨卑、長⇨幼、「共同体」は、客家、僑民、人種（民族）は、元朝の蒙古人、色目人、漢人、（南人）といった例が即座に想起される

であろう。

これらの身分は、多くの場合政治的に編成された縦の序列関係として、したがって法的、社会的な権利・義務の差別として現象するが、中でも最も基本的な身分区分は、秦漢帝国の成立時より清代までを限ってみれば、君―臣、良―賤、官―民の三区分であったと言つてよい。皇帝を頂点とする専制的な国家体制を契機に形作られる身分区分が、通時的に中国社会の基本的な身分秩序を構成していたという、言ってみれば極めて当然とも思われる点を、さし当り中国史における身分秩序の特徴の一つに数えておくことにまず異論はないであろう。

ところで、右の基本的三区分の中の官―民の関係は、言うまでもなく官僚身分を持つ者と庶民との身分関係であるが、この官―民の関係は多くの場合士―庶の関係と互換可能である。「士」とは、既述のように本来分業関係を契機に他と区別された身分であり、例えば、宋版『名公書判清明集』^①（以下『清明集』と略記）違法交易「叔偽立契、盜売族姪田業」に、

黄貢士の為す所を觀るに、人をして羞愧して地無からしむ。士は円を戴き方を履み、古えを学び道を問う。凡民と異なる所以の者は、其れ仁義焉に存するを以てなるのみ。……^②

とあるように、「士」が凡民≡庶民と区別されるのは、彼等が儒教的教養の修得と倫理的徳目の実践とを当為とする者だからなのである。しかしながら、そうした知的道徳的価値を体现している者こそが政治的統治者たりうるといふ旧中国社会の支配的イデオロギー（≡儒教的価値観・理念）は、本来分業関係に基づくところの士―庶の関係を、政治的支配と被支配の関係である官―民の関係へと制度的に転化させる。こうして、統治する階級としての士と統治される階級としての庶という身分区分は、官―民の身分区分とほぼ同義のものとして、中国史を貫く基本的・通時的シエーマとなるのである。^③

宋代史料においても、周知のごとく官僚身分を有する者はしばしば「士大夫」と呼ばれており、この場合、官―民と士―庶とは全く同じ身分関係を意味する。ところが同時に、少なからぬ宋代史料には、士大夫とは区別され庶民とも区別された「士人」、「士子」、「士類」といった語句が頻出し、その結果、官―民と士―庶の身分区分には大きなズレ、不一致部

分が生じてくるのである。その理由はこうである。宋代における科挙制度の整備と進士及第者に対する高い官職の保証とは、官立・私立の学校の普及とも相俟って、科挙の受験をめざす膨大な数の読書人を生み出した。愛宕松男氏の試算によれば、宋代の礼部における中央試（省試）の受験者数は一万名に近く、州で行なわれる地方試（解試）のそれは毎回十数万名に達したであろうという^④。科挙の及第者数は、平均して二、三年に一度、数百名を限度とするから、大多数の受験者は当然のことに無官のまま社会の中に滞留せざるをえないことになる。これら官僚身分を持たない読書人が、宋代には士人、士子等と呼ばれていたのである。彼等は、官―民の身分区分からすれば「民」でありながら、士―庶の身分区分からすれば「士」なのである。

宋代史料に見える士人、士子の語句に最も早く、また唯一着目したのは酒井忠夫氏であった。酒井氏は一九六〇年に『中国善書の研究』（国書刊行会）を著し、その第二章「明末の社会と郷紳」の中で次のように指摘している。

「明末には生員を主として举人等を含めた読書人で官僚になつていないものに対し、士、士子、士人、衿士の用語が行われていた」（八三頁）

「士子、士人の語は既に宋代にも用いられているが、明末における如く、郷紳と並べて士人を何らかの関連的意義をもつて考える如き用例は現われていなかったといふことができる」（八五頁）

「明制では、生員、举人は本籍地出身を本体とする。このことは南宋以後おこつて来た官僚の郷居植党の風を一般的傾向とするに至つた。しかも明制では生員、举人は一種の学位身分であつて一度得た資格は固定化し、社会的地位を示すことにもなつた。この点は宋代の解試举人は臨時的のもので州の解試に及第した時に、中央の省試に一回限り応ずる権利を得るに止るのとは大いに異つていた。このような科挙制度自体から、明代では郷里社会では、官僚以下举人生員等が一連の縦に連る社会的身分として意識されたのである」（九三頁）

宋代の举人の資格は臨時的なものにすぎないという酒井氏の指摘は、宮崎市定氏の『科挙』（秋田屋、一九四六年）の解説^⑤をふまえてなされたものであるが、こうした理解は、宋制と明制との相違として既に常識的知見に属していると言つてよ

いでであろう。確かに宮崎氏や酒井氏が指摘するように、宋代の挙人や生員は固定化した終身身分ではなかった。しかし、それはあくまでも解試↓省試↓殿試という科挙試の階梯上の資格に限定した場合に妥当する理解であって、挙人や生員の社会的地位、法的身分という側面から問題にするならば、明代と酷似した、あるいは明代に先行する実質を備えた彼等の身分像を描き出せるように思われるのである。したがって本稿は、従来酒井氏以外には殆ど論及されることのなかった宋代の挙人・生員を中核とする読書人⇨士人の身分像を具体的に明らかにしようとするものである。

なお、本稿の作業は当初重田徳氏に代表される明清代の「郷紳支配」論を強く意識しつつ進められたのであるが、宋代の士人身分に関する研究の蓄積は皆無に近く、それゆえ本稿での検討は極めて基礎的な段階から出発せざるをえなかったため、宋代社会の構造論ないし特質論には及んでいない。今後の課題としたいと思う。

- ① 『名公書判清明集』は東京静嘉堂文庫に宋版本不分巻が所蔵されているが、上海圖書館に明版本十四卷本、北京圖書館に明版本十卷本（巻一）巻十、版本自体は同一）が所蔵されていることが近年わが国にも紹介された。私は一九八五年復旦大学留學中に、上海圖書館で十四卷本のマイクロフィルムを、北京圖書館で十卷本の原本を閲覧する機会を得、更に十四卷本のマイクロから一部分を写真複写する便宜を与えられた。この場を借りて、復旦大学、上海圖書館、北京圖書館の関係各位にお礼申し上げたい。静嘉堂所蔵の宋版本は、二、三の判語の出入を除きほぼ完全に明版本の巻四、五、八、九に相当するが、宋版本該当部分の複写は果せなかったので、以下の行論中やや煩雑ではあるが、引用は宋版と明版とに区別して行なう。
- なお、明版本の紹介と書誌学的研究については、陳智超『明刻本〈名公書判清明集〉述略』（『中国史研究』一九八四年第四期）を参照。また、明版本の写真版からの電子複写を京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所に寄贈してあるので、希望者は閲覧されたい。
- ② 觀黃貢士所為、使人羞愧無地。士戴門履方、學古問道。所以異於凡民者、以其仁義存焉耳。……
- ③ この点については、さし当り、谷川道雄「中国社会の構造的特質と知識人の問題」（『思想』五八二号、一九七二年）、『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』昭和五七年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書、一九八三年）を参照。
- ④ 愛宕松男『アジアの征服王朝』（『世界の歴史』十一、河出書房新社、一九六九年）二四一頁〜。
- ⑤ 同書三八〜九頁。
- ⑥ 重田徳「郷紳の歴史的性格をめぐって―郷紳視の系譜―」（『人文研究』二二巻四分冊、一九七一年、後に『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七七年、に収録）、同氏「郷紳支配の成立と構造」（『岩波講座世界歴史』十二、岩波書店、一九七一年、後に前掲『清代社会経済史研究』に収録）。

一 士人の社会的身分

(1) 「士人」の用語例

管見の限り、宋代史料に士大夫と記される者の殆どは官僚身分を持つ者であり、それ以外の読書人は士人、士子等と呼称されていた。士人、士子の中核をなすのは、科挙に応じて官僚の地位を得ようとする举人、監生、生員であり、彼等を士人、士子と呼ぶ用例は『宋史』の選舉志、『宋会要輯稿』の選舉、『文獻通考』の学校考、選舉考といった史料群に枚挙に暇ないほど検索することができる。しかし、官僚身分を持たない者を士大夫と言ひ、逆に官僚身分を持つ者を士人と呼ぶ用例がないわけではない。例えば、蘇徹『欒城集』卷二五「伯父墓表」に、

蘇氏は唐より始まり、眉(州)に家す。五季を閲て、皆仕えず。蓋し独り蘇氏のみには非ざるなり。凡そ眉の士大夫、身を家に修め、政を郷に為し、皆敢ては仕うる者莫かりき。……^①

とあるのは、官途につかない読書人を士大夫と呼ぶ例であり、洪邁『容齋四筆』卷九「書簡循習」に、

近代の士人、相いに書尺の語言を承くるに、奇猿に浸渉す。賢識有ると雖も、自から改むる能わず。……予嶺に守たりし時、鳳泉興國の宰書を詣りて云う、漱水に駭策有り、疏下せんことを乞う、と。漱水なる者は、彼の邑の一水なるのみ。……^②

と見えるのは、知県をも含めて士人と記す例である。また、黄震『慈溪黄氏日抄分類』卷七八「詞訴約束」の中の「詞訴次第」と題する一項には次のように見える。

国家の四民、士・農・工・商、応有る詞訴、今四項に分つ。先ず士人を点喚し聴状す。吏人は士人の姓名を単呼するを得ず、須らく某人省元と称すべし。其れ士たりて已に貴たると蔭子孫に及びて官有ると、幹僕を用いて聴状する者は、士人の後に随附し、幹僕は却ち姓名を呼す。然れども須らく本宅の保明有りて方めて受くべし。……^③

ここでは、同じく士・士人と呼ばれながらも、「某人省元」と称される者と、幹僕に訴訟を代理させる権利を持つ官僚身

分の者^④とが明確に区別されている。「省元」とは、言うまでもなく語義としては省試第一名及第者の謂であるが、宋代史料では举人を「郷貢進士」と言い、太学生を「国学進士」、州県学生員を「国学待補生」、科挙をめざす読書人を「進士」と呼ぶことも行なわれており、^⑤ここでも「省元」は無官の読書人一般に対する尊称として用いられているにすぎない。

以上のように、官僚身分の有無を問わず士大夫と士人の語が通用される例も見受けられるが、既述のように、宋代史料に士人、士子と記される者の圧倒的多数は未だ官僚身分を持つに至らない読書人であった。そこで以下に、先掲の史料群および酒井氏の挙例以外から若干の用例を示しておくことにしよう。

王楙『燕翼詒謀録』では官僚をしばしば士大夫と記しているが、その巻一「革帶之制」に、

国初、士庶服する所の革帶、未だ定制有らず。……太平興國七年正月壬寅、詔すらく、三品以上の銜は玉を以てし、……八品九品は黒銀を以てし、……流外官・工商・士人・庶人は鉄角二色を以てす。……^⑥

とあり、品官や工商・庶人とは区別された士人の語が見え、同書巻二「貢士得贖罪」に、

旧制、士人と編氓と等し。太中祥符五年二月、詔して、貢挙の人曾て南省の試に与りしは、公罪は收贖せしめ、而して贖する所は公罪の徒に止む。……^⑦

とあるのは、举人を士人と呼ぶ例であり、同書巻四「卑幼褻喪免妨試」に、

旧制、褻喪百日内試を妨ぐることを、尊長卑幼も同じ。士人これを病み、多く京に入り哀を冒し、就きて文試を同じくす。……^⑧

と見えるのは、科挙の受験生一般を士人と記す例である。宋代の科挙試や大学の入試は、明制とは異なって、一般に学籍を持たない者にも応試の途が開かれていたから、^⑨監生や生員以外にも士人と呼ばれる読書人が少なくなかった。趙升『朝野類要』巻二「混補」にも、

天下の士人、学籍有りや無しやを限らず、皆省に赴き本経を試すを得。^⑩

とあり、混補、すなわち太学の入試に府州県学の生員以外の者の受験をも認める制度を解説する中で、受験生一般を士人

と称している。

ところで、既に述べたように、あるいはまた、黄榦『勉齋集』卷三三、判語「太学生劉機罪犯」に、

行いに已に恥有るは、則ちこれを士と謂い、郷党弟と称するは、則ちこれを士と謂う。劉機既に士人たり、又嘗て太学に遊べば、自ずから合に動や礼法に循い、士行を恪み守るべし。今乃ち彘豪を専らにし、縦いままに閭里を陵蔑す。……行檢此の如くんば、便ち讀書し万卷の文章の妙を破せしむるも、天下亦何ぞ以て士爲るの列に齒ふるに足らんや。淮の人本より醇質にして、士子も亦皆重厚たり。劉機但に太学の故を以て、而して爲す所の狂悖、乃ち此の如し。……^⑩

とあるように、士たることの本質的要件は、儒教的教養の修得と道德的実践とに求められる。官僚としての地位や学籍の有無は、本来士たることの必要条件ではない。それゆえ、『朱子語類』卷十三「力行」に、

士人、先ず科挙と讀書の两件、孰れか軽く孰れか重きかを分別すべし。若し讀書上に七分の志有りて、科挙上に三分有れば、猶自ずから可なり。……^⑪

とあり、洪邁『容齋三筆』卷六「賢士隱居者」に、

士子、己れを修め学を篤くし、独り其の身を善くし、人に知られるを求めず、人も亦知る能う莫き者、至る所に或いはこれ有り。予毎に其の伝無きを惜む。……^⑫

とあるように、挙業を主要な目的にせずに「讀書」に励み、あるいは挙業を事とせずに学問と修身に努める者もまた、士人と呼ばれ士子と言われていたのである。

以上の若干の挙例のほか、以下の行論中に引用する事例からも容易に窺い知られるように、科挙の階梯を歩む舉人や生員、あるいは儒教的教養を備えた讀書人を宋代には士人、士子と呼んでいた。官僚||士大夫とは区別され、庶民とも区別された士人、士子なる呼称の一般の成立は、宋代に官僚身分を有する者と庶民との中間に一群の讀書人階層が形成されたことと直接対応するものと言えよう。

(2) 士人の地位と活動

それでは、かかる士人層の社会的地位、郷里社会——ここでは行政区画としての県を想定しておく——における身分序列は、当時どのように意識されていたであろうか。

前節に掲げた「詞訴次第」では、聴状の際に無官の士人に対しては「某人省元」なる尊称をもって称呼すべく地方官が吏人に申し付けていたのであったが、明版『清明集』巻十二、懲惡門、把持「把持公事、趕打吏人」には、

当職任に到りしより以来、士類に於ては毎に敬礼を加え、儒の衣冠を仮る者に至りても、或いは例として借りに辞色を以てす。……^⑭とあり、士人は地方官に「敬礼」をもつて遇される存在であった。「儒の衣冠を仮る者」とは、举人或生員の資格を持たない在野の讀書人と思われるが、彼等に対しても一定の敬意が払われていたことが知られよう。朱熹『晦庵先生朱文公文集』巻十八「奏巡歷至台州奉行事件状」には、賑恤の実施に関して、

……仍土居の官員・士人の誠実練事にして衆の服する所と為る者を詢訪し到り、一県數人、礼を以て敦請し、州県当職の官と公共に措置せしむ。……^⑮

という一節があり、同書巻九九「社倉事目」にも、社倉の運営に関して、「……臣と本郷土居の官員及び士人數人、同共に掌管するに係り、……」、「……仍本郷土居の官員・士人の行義有る者と本県官を差し、同共に掌管せしめ、……」といった記述が見られる。すなわち、賑恤や社倉といった地方行政・福祉活動において、士人は、そのすべての者ではないにせよ、「衆の服する所と為る者」、「行義有る者」として地方官から「礼を以て敦請」され、地方官や土居の官員とともに中心的役割を担っているのである。なお、朱熹の文集では「土居官員」は「郷官」とも言われており、これは明清代の「郷紳」と同じく、退職・請暇中の官僚に対する郷里社会での呼称であろう。^⑯賑恤に関しては更に、『慈溪黃氏日抄分類』巻七八「四月初十日入撫州界、再發晷論貧富升降榜」にも次のような一節がある。

糶を急ぐ者は富室なり。糶を待つ者は飢民なり。官司既に文移を以て吏の奸を滋くせざれば、則ち此の脉絡を公私上下の間に通ずる者は、郷曲好誼の士なり。右、貴寓の賢・学校の英・郷閭岩穴の道を抱き未だ仕えざるの彦に請い、各おの天地民物を以て心と為し、各おの郷邦に父母たるを以て念と為し、義理を以て郷の富者を感動し、恩威を以て郷の貧者に開諭し、施行の未だ当らず事宜の未だ悉さざるを以て、告げて州県の耳目接せざる者の為にせんことを……^⑰

「郷曲好誼之士」として賑恤における最も枢要な役割が期待されているのは、「貴寓之賢」「郷官」「学校之英」「生員」、「郷閭岩穴抱道未仕之彦」――在野の読書人、の三者である。右の著者黄震がここで、行政機構を通じてではなく、あえて郷官と士人に依拠して賑恤を行なおうと企図したのは、郷官・士人の郷民に対する少なからぬ影響力と指導力とがあったればこそであろう。宋代以降知県を「父母」ないし「父母官」と呼ぶことが行なわれることは周知の事実であるが、ここでは、郷官・士人をも「郷邦に父母たる」者と位置づけているのである。

士人の身分序列については更に、『宋会要輯稿』刑法三、紹興三〇年（一一六〇）八月二十四日の詔に、

比来省部の人吏、隨時弊を生じ、命官士庶、公事を理訴するに、法として行うべしと雖も、賄賂未だ至らざれば、則ち行遣・延廻・問難して已まず。……^⑱

とあり、中央政府のレベルにおいては、命官・士・庶という連称が認められる。郷里社会のレベルでは、明版『清明集』卷一、官吏門、禁戢「禁戢部民拳揚知県德政」に、

当職業より風俗美からず、放讎健訟たるを聞くも、未だ敢えては以て信に然りと為さざりき。再び邑境に入るに、便ち有等の官員・士人・上戸の范文・呉鉞等六十七人、郷民五百餘人を糾率し、朱棹の長槍一条を植て、白旗を其の上に掲げ、道を遮りて陳詞す。……^⑲

とあり、官員・士人・上戸六十七名が郷民五百餘名を糾率し、知県の徳政の顕称を求めたことを記している。これは著者史弥堅が知建寧府の時のことと思われるが、官員・士人・上戸という連称は郷里社会における身分序列を示すものである。同時に彼等の郷民に対する指導力の大きさを教える史料でもある。士人の郷里社会における身分的地位をより具体

的に明示するのは、『両浙金石志』卷十五所収の「金壇県嘉定甲申粥局記」である。そこには、嘉定甲申（一二三四）の年に金壇県で行なわれた賑恤の経緯と捐資者、捐資額の一覽表とが刻まれており、捐資者は順に、知県以下現職・退職の官僚十四名、「郷貢進士」|| 举人四名、「国学進士」|| 太学生一名、「国学待補生」|| 府州県学生員九名、「玉牒」|| 宗室趙氏の枝派二名、「将仕郎」「進義副尉」など恩蔭による授官者およびその子孫五名、「進士」|| 在野の読書人十五名と府学学論一名、「邑人」|| 庶民十五名、僧侶一名、道士一名、である。この記載順序は、疑いなく県レベルにおける社会的な身分序列を反映するものであろうし、更にこれによって、士人の中にも举人―太学生―府州県学生員―在野の読書人という序列関係が存在していたことも明らかとなる。

以上のように、士人は官僚身分保持者に次ぐ身分的地位を有する者と意識され、地方官から「敬礼」を払われると同時に、郷民に対しても賑恤等の活動を通じて指導者的役割を果していた。既に引用文によって示しておいたように、酒井忠夫氏は明末との比較において、宋代には官僚・郷紳と士人とは、郷里社会における縦の身分序列関係にあるものとして未だ意識されていなかったと推測していた。しかし、以上の検討結果は、遅くとも南宋代の郷里社会においては明末と酷似した身分序列関係が形成されていたことをわれわれに教えるのである。

ところで、士人の社会的活動には、既に見た賑恤や社倉の運営のほか、府城の造築、州県学の建設、在地の祠廟に対する朝廷への賜額の要請といった面でもその指導者的役割が確認される。既に森正夫氏は、南宋代の福建漳州の士人陳淳が、「居住する漳州地方の銅錢と紙幣との交換、官塩の割当販売、海盜の防衛をはじめ、地域社会の民衆の直面するさまざまな問題の所在を具体的に分析し、漳州行政当局への提案を通じてその解決を目ざした」ことを紹介しているが、明版『清明集』卷一、「官吏門、申徹「崇風教」」にも、

温陵は人材の淵藪にして、名徳聞望、相繼ぎて絶えず。近ごろ郡境に入るに、士友の投書頗る多し。其の間蓋し議論懇至にして深切なる事情有らん。益す此の邦の士風の盛んなること、誠に他処の及ぶべきに非ざるを知れり。……

とあり、南宋代の泉州においても、森氏の紹介した陳淳と同様の士人の活動が活発に行なわれていたことが知られるのである。こうした士人の社会的諸活動が、どのような社会的、経済的、あるいは政治的状況を背景になされたかはなお未解明の課題である。ただ以上の検討から、士人の社会的諸活動を支えた主要な基盤の一つが、士人という彼等の社会的身分の地位であったことはほぼ疑いなく思われる。また、士人の内面的志向という点から言えば、「修身齊家治國平天下」という儒教の実践目標は、最終的には官僚としての地位獲得によって達成されるものであろうが、未だ官途につくをえない士人にとっては、さし当り「士」たることの自覚に基づき「政を郷に為す」(前掲『欒城集』)という形で実践されていたのではないかと推測される。

以上はしかし、社会的存在としての士人の「正」の側面、肯定的な活動である。士人は同時に「負」の側面を有し、社会的に否定的な役割を果してもいたのであった。『勉齋集』卷三三、判語「張日新訴莊武離間母子」(太平州)に、

……莊武福州の人なり、自ら曾て郷挙を請うと称す。其の詞氣・字画を觀るに、士人に類せず。……官に追到する毎に、則ち先ず凶暴の状を為り、以て長官を陵駕す。宇文侍郎法を以てこれを従わしめんとすと雖も、貴も亦無礼を免れず、官司も亦毎に士類なるを以て、而して曲げてこれを貸す。……莊武見に編管の罪人に係るも、士類の故を以て、且く其の断治を免す。……^②

とあり、莊武は福州より編管された罪人であり、かつ地方官を陵駕する等の罪行を重ねていたにもかかわらず、士人であることによって常に処罰を免れ、右の著者黃榦自身も「士類の故を以て、且く其の断治を免」じているのである。莊武の所業が士人という身分の地位に立脚したものであることは明白である。同様の事情は、同書同卷「為人告罪」(新淦県)にも窺われる。

……本県公事を断決するに遇う毎に、乃ち進士と自称する有りて、十餘人を招呼し、状を列し罪を告ぐ。若し是れ真に見識有る士人なれば、豈に肯て公庭に排立し、問事を幹当せんや。況や又人の為に恕すべからざるの罪を告ぐらるるをや。則ち決して士類に非ざること知るべし。県門に勝し、今後士人輒ち県庭に入り、人の為に罪を告ぐる者有らば、先に門子及び本案の人吏を勸断す。^③

すなわち、士人十餘人は集団で県の公庭に排立し他人の訴訟を代行しているのであるが、その対策としては、当の士人に對してではなく門子と人吏に對する処罰が示されているにすぎない。士人に對する地方官の讓歩と困惑ぶりは徹うべくもない。同書同卷「徐華首賭、及邑民列狀論徐華」(吉州管下)にはまた、

……本県実に敗壞の久しきに縁り、姦豪志を得、細民害を被る。其の尤なる者を歴考するに、則ち寄居中に蓋し其の人有り、而して士人は則ち徐華是れなり。徐華僥倖もて一たび挙げらるるも、本より道うに足らず、乃ち持強狼大にして、一県の害と爲る。兩たび県道の勝示を経るも、尚俊改せず。去年又寄居と扶同し、県道を論訴し、権県已に行遣を被り、合干の人も亦断配を被る。此より愈よ恣肆を見る。本県本人頗る民害を爲すを訪問すと雖も、然れども人戸敢ては論訴せざれば、亦且暫にて已む。……

とあり、挙人の徐華は寄居官と扶同して県政を告発し、その結果知県は罷免され、関係者も配流されたという。宋代に官僚の寄居(本籍地外居住)が一般的風潮として認められ、寄居官の地方行政に對する干擾の弊が見られたことは竺沙雅章氏によって指摘されているが、ここには寄居官と士人の結託による県政への持続的で強力な介入が示されている。

こうした士人の地方行政への介入や郷民に對する迫害の事例は、裁判関係史料を中心に少なからず見出すことができるが、かかる士人の活動基盤は、彼等の郷里社会における身分的地位だけでなく、士人と寄居官・郷官との、あるいは士人相互の政治的結合関係であったかに推測される。例えば、先掲の事例では、士人十餘人が集団で県庭に排立し、また徐華なる挙人は寄居官と結託して県政に介入していた。更に、明版『清明集』卷十三、懲惡門、誹徒「誹鬼訟師」には、

当職昨に州軍を領するに、已に婺州に金・鐘二姓の人有るを聞けり。……金千二は勢家の幹僕の子に係り、鐘炎は州吏鐘曄の子に係る。狼貪虎噬、種習し相伝す。瘠幹黥吏の子を以て、而して又郡庠に冒名し、郷挙を冒玷す。此れ虎にして翼ある者なり。州県我を如何ともする無く、棒も我が喫に到らずと称し、所以州県に出入するを敢てし、善良を欺圧するを敢てし、刑名に干与するを敢てし、教唆脅取を敢てし、行賂計喝を敢てす。金千二曾て楼を造り県衙を闕ぎ、為に本県断治毀拆し、鐘炎陳侗の陳論を招き、為に本州学に下し屏斥す。……並びに合に黥配し、以て将来の戒めと為すべきも、士友曾てこれが請を為し、当職曾てこれが未減を許すを以て、

金千二は脊杖十五に決し、二千里に編管す。鐘炎は礼部に申して駁放するを免じ、更に勘を免じ、竹篋二十に決し、一千里に編管し、賊を監するを免す。即日押行せよ。……^③

とあり、婺州の州学の生員金千二と举人の鐘炎は、「州県我を如何ともする無く、棒も我が喫に到らず」と豪語し、州県行政への干与や郷民の欺圧等々悪事の限りを尽していた。しかし、彼等に対する刑罰はここでも大幅に減じられており、その理由の一つは、当地の「士友」が彼等の減刑を請願したからであるとされている。また、同書卷十一、人品門、士人「引試」にも、

胡大発特郷下の一豪横なるのみ。身は隅官為りて、乃ち敢て拾轎呵殿し、輪門恐嚇し、財物を騙取す。本より合に徒断とすべきも、姑く擬に照し、杖一百に勘し、隣州に編管す。……学士郷貢進士鐘俊等の列名の劄状に拠るに、胡大発を將て免管するを乞うの事あり。台判を奉するに、諸士友の請を以て、特に押遣を免じ、州学に帖送し、聴読せしむること半年とせよ、とあり。……^④

と見え、杖一百、隣州への編管と断じられた胡大発は、「郷貢進士」^⑤ 举人の鐘俊等複数の「士友」の請願によって、州学における聴読半年へと減刑されているのである。以上の二つの判語には、士人相互の、あるいは「士友」の中に郷官や寄居官も含まれていたとすれば士人と郷官・寄居官との結合関係が、地方行政権力の一部をなす刑罰権の行使に対して強い牽制力と影響力とを有していたことが示されていると言つてよいであろう。^⑥ 同書卷十四、懲惡門、「匿名榜連粘曉諭」にはまた、

照対すらく、今月初二日、衙探の收到せる匿名の榜一道の説うに拠るに、知県関節を通じ、苞苴を納るるの事あり。当職伏して読むに、敬服に勝えず。必ずや是れ此の邦の士友、相いに成就の美意を警戒せんと欲するものならん。……今原榜を連粘して前に在らしめ、併せて心事を備述して曉諭し、是非曲直をして、昭然たること目の如からしめ、此の邦の賢士大夫とこれを公議せん。……^⑦

とあり、匿名の榜文によって情誼を通じ賄賂を受け取ったと告発された知県は、この問題を当地の「賢士大夫」と「公議」すると宣言している。「賢士大夫」が具体的にどのような人々を指しているか確認できないが、南宋代の地方行政が在地

の「士友」「賢士大夫」の協力と同意なしには容易に遂行され難いものであったことを示唆する事例である。

以上、本節では士人の郷里社会における社会的身分的地位と士人の諸活動とを検討した。賑恤や社倉の運営が郷官や士人の協力を得て円滑に遂行されることと、寄居官や士人が地方行政に介入し、時には知県の罷免という事態までも惹起することとは、いわばメダルの表裏である。そしてメダルの本体は、郷官・寄居官と士人との郷里社会における身分的地位であり、彼等の政治的結合関係であらう。

① 蘇氏自唐始、家于肩。閏五季、皆不仕。蓋非独蘇氏也。凡肩之士大夫、修身于家、為政于郷、皆莫敢仕者。……

② 近代士人、相承於書尺語言、浸涉奇蹟。雖有賢識、不能自改。……予守嶺時、屬興與國宰詒書云、激水有驅策、乞疏下。激水者、彼邑一水耳、……

③ 國家四民、士農工商、応有詞訴、今分四項。先点喚士人聴狀。吏人不得單呼士人姓名、須稱某人省元。其為士而巳貫与蔭及子孫有官、用幹僕聴狀者、随附士人之後、幹僕却呼姓名。然須有本宅保明方受。……この「詞訴次第」は、表題のごとく訴訟受理の順番を示したものであるが、ここには士、農、工、商の次に「雜人」が置かれており、雜人とは、伎術、師巫、游手、末作（末作謂非造有用之業者）、牙僧、紅稍、妓樂、岐路、幹人、僮僕等であるとしてゐる。他に軍人と僧道も以上の者と区別して言及されているが、当時の分業関係に基づく身分区分と社会的な身分序列意識の一端を窺わせる興味深い史料である。

④ 官僚身分保持者が幹人に訴訟を代理させる権利を有していたことは、宋版『清明集』争業類「縵漸三戸訴祖産業」にも、「発挙之家、雖許用幹人」云々と見えており、そうした権利は元・明代にも継承されていた。翟同祖『中国法律与中国社会』（中華書局版、一九八一年）二一七頁を参照。

⑤ 官崎市定「宣祖時代の科挙恩榮宴圖について」（『朝鮮學報』二九輯、一九六三年、後に『アジア史研究』五、同朋舎、一九七八年、に収録）に、唐代では、進士とは進士科に應ずる志願者を言い、国子進士、郷貢進士とはそれぞれ国子監の試験、地方の州の試験に合格して科挙に應ずる資格を得た受験者の意味であったことが述べられている。同時に官崎氏は、「宋以後、進士という名は次第に科挙合格者をさす時にだけ用いられるようになり、合格前の受験者に対しては別に貢士とか挙人とかいう名が用いられることになってきた」とも指摘しているが、行論中に掲げる史料からも知られるように、郷里社会では挙人や太学生という用語と併行して、唐代と同じく郷貢進士や國學進士という呼称も行なわれ、科挙の受験者を進士と呼ぶことも行なわれていたのである。

⑥ 国初、士庶所服革帶、未有定制。……太平興國七年正月壬寅、詔、三品以上鍔以玉、……八品九品以黑銀、……流外官・工商・士人・庶人以鉄角二色。……

⑦ 旧制、士人与編氓等。大中祥符五年二月、詔、貢舉人曾与南省試、公罪收贖、而所贖止於公罪徒。……

⑧ 旧制、非喪百日内妨試、尊長卑幼同。士人病之、多人京冒哀、就問文試。……

⑬ 宋・明代の科挙については、宮崎市定『科挙』（秋田屋、一九四六年）、荒木敏一『宋代科挙制度研究』（同朋舎、一九六九年）、宋代の太学については、宮崎市定『宋代の太学生生活』（『史林』十六卷一・四号、一九三一年、後に『アジア史研究』一、同朋舎、一九五七年に収録）を参照。

⑭ 天下士人、不限有無学籍、皆得赴省試本経。

⑮ 行已有恥、則謂之士、郷党称弟、則謂之士。劉樞既為士人、又嘗遊太学、自合勳循礼法、恪守士行。今乃專驚豪、縱陵巖閭里。……行檢如此、便使說書、破万卷文章妙、天下亦何足以齒於為士之列。准人本醇實、士子亦皆重厚。劉樞但以太学之故、而所為狂悖、乃如此。……

⑯ 士人、先要分別科挙与說書兩件孰輕孰重。若說書上有七分志、科挙上有三分、猶自可。……

⑰ 士子、修己篤学、独善其身、不求知於人、人亦莫能知者、所至或有之。予每惜其無伝。……

⑱ 当職到任以來、於土類每加敬礼、至於假儒衣冠者、或例借以辞色。……

⑲ ……仍詢訪到土居官員士人、誠突練事為衆所服者、一眾数人、以礼致請、令与州県当職官、公共措置。……

⑳ 明代に郷紳が郷官とも呼ばれていたことは周知の事実であるが、宋代の場合、郷官なる呼称は必ずしも土居の官員を指すとは限らないので注意を要する。例えば、『勉齋集』卷三一、公状「漢陽軍管下賑荒条件」に、

一、每村選稅戸一人為郷官、郷官所掌一郷之事。五家為一小甲、五小甲為一大甲、四大甲為一部、選一人為都正、掌百家之事。郷官都正、皆挾稅戸有物力者為之。

とある。郷官なる語が土居の官員に対する呼称として一義的に定着していない背景には、宋代官僚の寄居の風潮があったであろう。

㉑ 急難者富室也。待糴者飢民也。官司既不以文移滋吏奸、則通此脉絡於公私上下之間者、郷曲好諂之士也。右請賞寓之賢・學校之英、郷閭岩穴抱道未仕之彦、各以天地民物為心、各以父母郷邦為念、以義理感動郷之富者、以恩威開諭郷之貧者、以施行之未當、事宜之未悉、告為州県之耳目不接者。……

㉒ 比來省部人吏、隨時生弊、命官士庶、理訴公事、法雖可行、賄賂未至、則行遣延阻難不已。……

㉓ 当職素聞風俗不美・放譁健訟、未敢以為信然。再入邑境、便有等官員士人上戸范文與鉞等六十七人、糾率郷民五百餘人、植朱棹長槍一糸、揭白旗於其上、遮道陳詞。……

㉔ 明版「清明集」卷三、賦役門、催科「頑戸抵負稅賦」に、上戸に關する次のような興味深い記述がある。

趙桂等抵負國稅、數年不納。今追到官、本合便行勘斷、懲一戒百。当職又念、爾等既為上戸、平日在家、為奴僕之所敬畏、郷曲之所仰望。若一澀撻、市曹械繫、則自今已後、奴僕皆得侮慢之、郷曲皆得欺虐之、終身抬頭不起矣。当職於百姓身上、每事務從寬厚、不欲因此事、遂生忿嫉之心。各人且免勘斷。……

ここには、上戸は奴僕の敬畏する所であり、郷曲の仰望する所のものであるとの認識が示されているが、地方官は稅賦を數年間納入しなかった上戸を免罪にしてまで、そうした在地の秩序を維持しようとしているのである。士人の郷民に対する優越的地位が原理的に士人という社会的身分にあったとすれば、上戸の奴僕や郷民に対するそれは経済的力量であったと言いうるであろう。郷里社会における社会的、身分的序列関係は、こうした幾つかの要素が複雑に絡み合って形成されていたと考えられる。

㉕ 『勉齋集』卷三四「禁詩軸練旗榜文」にも、

当職不才、冒領大邑、惟恐疎繆得罪也。……近來城郭郷村人戸、

乃有作為詩頌、造旌背負、以相饗。不惟不足當此虛名、抑使人戶重有所費。……除已告示士子、今後不得復為外、仍給榜曉諭各宜知悉。

とあり、士子の主導による知県の徳政頭称の動きが記されている。森正夫氏の御教示によれば、こうした動きは明代にも認められるところであるが、その意図と背景はなお不明である。

②④ この間の経緯については、劉子健(梅原郁抄訳)「劉宰小論——南宋

一郷紳の軌跡——」〔東洋史研究〕三七卷一、一九七八年を参照。

②⑤ 『勉齋集』巻二八「与制帥薛依旧知安慶府」、巻三一「再辞依旧兼知安慶府申省」、「三辞依旧知安慶府申省」。

②⑥ 川上恭司「宋代の都市と教育——州県学を中心に——」(梅原郁編『中国近世の都市と文化』同朋舎、一九八四年、所収)を参照。

②⑦ 『兩浙金石志』巻十一「宋帝顛廟賜額勅牒碑」。

②⑧ 森正夫「宋代以後の士大夫と地域社会——問題点の模索——」(昭和五七年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』一九八三年、所収)。

②⑨ 温陵人材之淵藪、名徳聞望、相繼不絶。近入郡境、士友投書頗多。其間蓋有議論恣至、深切事情。益知那士風之盛、誠非他处可及……

②⑩ ……莊武福州人、自称曾請鄉孝。視其詞氣字面、不類士人。……每追到官、則先為凶暴之状、以陵駕長官。雖李文侍郎以法從之、貴亦不免於無礼、官司亦每以士類、而曲貸之。……莊武見係編管罪人、以士類之故、且免其斷治。……

②⑪ ……本県毎遇斷決公事、乃有自称進士、招呼十餘人、列状告罪。若是有見識士人、豈肯排立公庭、幹當問罪。況又為人告不可恕之罪。則決非士類可知。榜門、今後有士人輒入県庭、為人告罪者、先勘斷門子及本案人吏。

②⑫ ……本県実録敗壞之久、姦豪得志、細民被害。歴考其尤者、則寄居

中蓋有其人、而士人則徐華是也。徐華僥倖一舉、本不足道、乃持頭很大、為一県之害。兩經県道榜示、尚不悛改。去年又与寄居扶同、論訴県道、權県已被行遣、合千人亦被斷配。自此愈見恣肆。本県雖訪問本人頗為民害、然人戸不敢論訴、亦且暫已。……

②⑬ 笠沙雅章「宋代官僚の寄居について」(『東洋史研究』四一卷一、一九八二年)。なお、本論文注⑩には、米斛の受納の際に士居官・寄居官と士人とがその一部を略取することを示す史料が掲げられている。

②⑭ 『勉齋集』巻三三、判語や『清明集』を参照。以下の行論中にも少なからぬ事例を引用してある。なお因に、北宋末の李元弼『作邑自箴』巻一「処事」に、

②⑮ 举人係与在県公人親者、難為接見。預戒斥吏、取知委状謂不台預政者とあるのは、举人による県政への干擾の弊害が、既に北宋末に顕在化していたことを示唆するものであろう。

②⑯ 当職昨領州軍、已聞婺州有金鐘二姓人。……金十二係勢家幹僕之子、鐘炎係州吏鐘暉之子。狼貪虎噬、種習相伝。以釋幹暉吏之子、而又冒名郡庠、冒玷鄉孝。此虎而異者也。称州界無如我何、棒不到我喫、所以敢於出入州界、敢於欺庄善良、敢于干与刑名、敢於救發奪取、敢於行賄計賂。金十二曾造樓閘街、為本県斷治毀拆、鐘炎招陳僧陳論、為本州下学屏斥。……並合縣配、以為将来之戒、以士友曾為之誦詞、当職曾許之末減、金十二決脊杖十五、編管二千里。鐘炎免申礼部駁放、更免勘、決竹篋二十、編管一千里、免監職。即日押行。……

②⑰ 胡大瓮特鄉下一豪橫耳。身為閭官、乃敢拾轡呵殿、輪門恐嚇、騙取財物。本合徒斷、姑照擬、勘杖一百、編管隣州。……提學士鄉貢進士鐘俊等列名劄狀、乞將胡大瓮免管事。奉台判、以諸士友之請、特免押遣、帖送州学、聽說半年。……

②⑱ 『晦庵先生朱公文集』巻七四「增損呂氏鄉約」も、一定の政治勢力として、あるいは郷里社会の指導者層として、郷官と士人の結合関

係が存在していることを前提に作成されていたように思われる。この点の詳しい分析は別稿にて行ないたい。

⑤ 照対、今月初二日、撫衝探取到匿名榜一道説、知県通闕節、納苞直

事。当職伏誅、不勝敬服。必是此邦士友、欲相警戒成就之美意。……今連籍原榜在前、併備述心事曉諭、使是非曲直、昭然如日、与此邦賢士大夫公議之。……

二 士人の法的身分

宋代における士人の身分は、単に社会的身分として成立していたに止まらない。士人は法律上に、とりわけ役法と刑法の上で庶民とは異なる取扱い——優免を受けることによって、一層自らの身分的地位を確立していたのであった。以下、そのことを役法と刑法とに分けて述べることにしたい。

(1) 役法上の優免

『宋史』卷二百、刑法志二、熙寧四年(一〇七二)条に、

王存立言えらく、嘉祐中、同学究出身礪山県尉と為り、嘗て官を納れ父の配隸の罪を贖せり。請うらくは、挙人の法に同じく、丁徭を免ずるを得んことを、と。帝これを偶み、復た出身を賜い、仍官に注するを与す。①

とあり、傍点部分を『文獻通考』卷一七一、刑考十、贖刑には、「而るに郷県丁役を免ぜず、願くは挙人の例に同じくせられんことを」と記している。すなわち、その開始時期は確定しえないまでも、北宋中期熙寧四年以前から、挙人の資格を得た者は「挙人法」と呼ばれる法令に基づき丁役が免除されていたのである。なお、丁徭・丁役とは夫役ではなく差役一般を意味する。そのことは行論中に明らかとなるであろう。また、同書卷一五七、選舉志三、崇寧三年(一一〇四)条には、

始めて諸路の増養せる県学の弟子の員を定む。大県は五十人、中県は四十人、小県は三十人。凡そ州県の学生、曾て公・私の試を経し者は、其の身を復し、内舎は戸役を免じ、上舎は仍借借を免ずること、官戸の法の如くす。②

とあり、州県学（の外舎生）で公・私の試験を経た者は本身に対する役を免じ、内舎生は戸役を、上舎生は官戸と同じく戸役と借借とが免除される。私試とは学校における月末試験、公試は年末試験である。また、外舎、内舎、上舎とは、熙寧四年（一〇七二）に開始された太学三舎法を元符二年（一〇九九）に府州県学にまで及ぼした制度で、学生の地位は私試・公試の成績に応じて外舎↓内舎↓上舎へと上昇してゆく。右の規定は崇寧三年に科挙が廃止され（宣和三年（一二二二）復活）、学校の三舎法を通じて官僚が選抜される事態に伴って出されたものであろう。なお、これ以前に州県学の生員に対する役法上の優免規定が存在したか否かは不明である。

ところで、章如愚『群書考索』後集卷二八、士門、学法類では、右の規定を崇寧四年三月戊戌条に掲げており、『統資治通鑑長編』拾補卷二三、崇寧三年正月己丑条では、県学の定員が定められたことのみを記しているので、正確には崇寧三年に県学の定員が定められ、翌年に州県学の生員に対する役法上の優免規定が追加されたのであろう。^④また、『群書考索』には右の規定に続いて、「其応募得免丁人、自依旧」という一句が追加規定されている。これは、科挙廃止以前に挙人の資格を得ていた者は、旧来通り丁役を免除するという意味にほかならず、役法上の挙人の資格が固定化した終身資格であったことを示すものである。挙人は科挙の階梯からすれば、通説のごとく解試合格から省試受験に至るまでの臨時的な資格にすぎなかったが、役法と次節で述べる刑法の上では終身資格、終身身分だったのである。

崇寧四年三月の規定は、翌四月に優免の幅がやや縮小されることになる。『群書考索』後集卷二八、学法類の同年四月壬子の詔に、

諸州県の学生、試補もて入学し、試を経て場を終え、外舎より内舎に升るに及ぶ者は、身丁を免じ、内舎は仍借借を免じ、上舎に升るは、即ち官戸の法に依れ。其れ三月八日の指揮は行ふ勿れ。^⑤

とあり、公私の試験を経て内舎生となる資格を得た外舎生は身丁を、内舎生は身丁と借借とを免じ、上舎生は官戸と同等の優免と定められている。「官戸の法」とは、同書同卷、大觀元年（一一〇七）三月甲辰の詔に、

……諸そ斎長は、論して八行の孝士を以て上舎上等と為し、其の家は官戸の法に依り、中下等は戸下の支移・折変・借(借)・身丁を免じ、内舎は支移・身丁を免ぜよ。^⑥

とあるのを見れば、戸役、支移、折変、借借の免除を言うのであろう。なお、以上の諸例に言う身丁とは、身丁錢ではなく丁役である。そのことは、『文献通考』巻四六、学校考七、郡国郷党之学の政和七年(一一一七)条に、

給事中毛友言えらく、比ごろ郡に守たりて、役を訴うる者の言を見るに、富家の子弟、初めより書を知らず、第だ数百の緡錢を捐し、人の試補もて入学するを求め、遂に身役を免ぜらる、とあり。……^⑦

とあって、身役の免除を得るために賄賂による不正入学を行なう富家の子弟の存在を伝えており、したがって身丁とは身丁の役にはかならない。

さて、宣和三年(一一二二)に科挙が復活すると同時に、三舎法は太学に行なわれるのみとなるが、南宋代にも举人や太学生は役法上の優免を受けていた。^⑧『宋会要輯稿』食貨十四、免役、紹興十九年(一一四九)八月十二日条に次のようにある。

宗正寺兼尚書司封員外郎王葆言えらく、国家の役法、免應る女戸・単丁と夫れ解を得し举人・太学生は、並びに丁役を免す。頃ろ議す者丁役の弊を歴陳し、遂に人を募りて役に充つるの指揮有り。……解を得し举人、名已に天府に登る、是れ貴ぶべきの資有るなり。

今乃ち籍を役人と同じくするは、則ちこれを貴ぶ所以に非ざるなり。太学生、身已に上庠に隸す、是れ舞うべきの道有るなり。今乃ち心執役に累するは、則ちこれを舞う所以に非ざるなり。……^⑩

王葆の上前から窺えるように、紹興七年に戸部は従来免役特権を与えられていた女戸、単丁戸、举人等に対し、本人に代つて「募人充役」すべく指揮を下したのであった。^⑨太学生も同時に「募人充役」とされたのであろう。しかし、この指揮は王葆その他の反対論によって若干の修正が施されることになる。同書免役の紹興十九年九月二三日条に、

権知饒州陳璣言えらく、欲し望むらくは特に有司に詔し、当役の保正副長、情願して自ら役に応ずるの人は、其の便に従うを聽すを

除くの外、並びに人を雇い代役するを許し、官司正身を追呼するを得ざらんことを。……戸部言えらく、……今來臣僚の奏請に、解を得し舉人並びに見に太学生に係るは、如し実^⑩に解を得及び省試を経たるの人に係り、単子一身にして、別に兼丁無くんば、欲し乞うらくは役に充つるを与免されんことを、とあり。若し特旨に因り及び応に恩賞もて解を免すべきなれば、即ち合に已に降せし指揮に依り、人を募りて役に充て、官司正身を追するを得ざれ、と。これに従う。

とあり、省試へ解送された舉人、省試を経験した太学生は、単丁の場合に限って免役とし、戸内に二丁以上ある舉人・太学生、特旨免解と恩賞免解の舉人は従来通り「募人充役」と定められている。以上から知られるように、南宋代の太学生の免役特権は三舍法による取士の時期に比べて大幅に縮限されたのであるが、この時期州県学の生員が役法上どう扱われていたかは現在のところ不明である。太学生にして単丁以外「募人充役」であったとすれば、免役特権を与えられなかつたか、せいぜい「募人充役」止まりであったと推測される。

ところで、以上の諸史料に言う丁役・身丁とは、右の陳璣の上言中に見られるように保正長や保正副などの役目に關わるものである。本来これらの役は戸の資産・物力の高下に應じて割当てられる戸役であるが、差充の対象となるのは基本的に戸内に二丁以上ある戸である。したがって、例えば徽宗朝の上舍（上等）生が戸役を免除されるのに対し、舉人や州県学の内舎生が丁役を免除されるというのは、本人（正身）の差充を免除することであって、戸役自体が免じられるのではない。この点において、時代による変化はあるものの、一般に、戸役自体が免除される官戸に比べれば舉人や生員の特権の幅は小さく、一方、女戸や単丁戸でなければ就役を免れえなかつた庶民に比べれば舉人・生員の特権的地位は明白である。こうして、役法上においても官戸―士人（舉人・生員）―庶民という身分序列の存在が認められるのである。

なお、先に役法上の舉人の資格は終身的なものであることを述べたが、生員の資格は必ずしも終身的なものではなかつた。『群書考索』後集卷二八、学法類、崇寧四年（一一〇五）閏二月庚午条に、

提舉開封府界學事路環、……又言えらく、已に試補もて學に在るの生は、當に身丁を免ずべし。其の請暇除籍の人は、旧に依り役に

応ぜしめん、と。並びにこれに従う。^⑮

とあり、崇寧四年以前から請暇中の生員と除籍された者とは免役特権に与りえなかったのである。生員の在籍年限は当初制限がなかった^⑯のであるが、北宋末の大觀元年（一一〇七）に至り、県学の生員に関して次のような規定が設けられている。『宋史』卷一五七、選舉志三、同年の詔に、

県學生、三たび歳升試に赴かず、及び三たび歳升試に赴くも、而るに州学に升る能わざる者は、皆其の籍を除け。^⑰

とあり、年に一度行なわれる州学への進学試験に三度赴かなかった者、三度不合格となった者は除籍と定められている。一方、太学生の場合は、成績不良の者は北宋末で三年、南宋初で五年を限って太学は除籍とされ、州学へ退送されるとい^⑱う規定が残されている。したがって、太学生の場合は成績不良の者でもより長く生員の身分は保持しえたことになる。

(2) 刑法上の優免

続いて、挙人・生員を中心に、士人に対する刑法上の優免規定を見ることになろう。

前章に一部分引用した『燕翼詒謀録』卷二「貢士得贖罪」に、

……大中祥符五年二月、詔して、貢舉の人曾て南省の試に与りしは、公罪は取贖せしめ、而して贖する所は公罪の徒に止む。其の後私罪の杖も亦贖論を許す。^⑲

とあり、南省＝礼部の省試を受験し（落第し）た挙人は、大中祥符五年（一一一三）に公罪の徒罪までを贖することが許されている。公罪とは公務上の犯罪を言い、官僚以外の者の場合、科挙試の際の不正行為や職役遂行上の犯罪などがこれに該当する。ここには私罪の杖罪までの罪に対しても後に贖論が許された旨記されているが、それが何時のことであるかは確認できない。『燕翼詒謀録』には宝慶三年（一二三三）の自序が附されているのであるが、乾道五年（一一六九）正月より慶元二年（一一九六）十二月までの勅令格式を編纂した『慶元条法事類』には、右とは異なる挙人の私罪贖論の規定が見え

る。すなわち、同書卷七六、当贖門、蔭贖の名例勅に、

諸そ州県の学生・医生・州職医の助教、公罪の杖以下を犯し、太学武学の外舎生・僧道、私罪の杖以下を犯し、撰諸州の助教・翰林
祇候・曾て解を得し及び応に解を免すべき举人武举も・太学武学の上舎内舎生・僧道録、贓私罪以上に私罪・贓罪と称するは
を犯し、御前忠佐、贓私罪公罪の流以下を犯さば、並びに贓せしむ。^⑧
並びに重害に非ざる者を謂う。公罪の徒以下

とあり、州県学の生員は公罪の杖以下、太学と武学の外舎生は私罪の杖以下、举人および太学武学の内舎生・上舎生は贓
罪・私罪と公罪の徒以下の罪を贖することができたのである。一方、明版『清明集』卷十四、懲惡門、宰牛「宰牛者断罪
拆屋」には次のような一節がある。

……法に在りては、曾て解を得し人、止だ公罪の杖を免ずるのみ、而るに殺牛は乃ち是れ私罪の徒なり。……^⑨

これは劉克莊の書判で、彼は嘉定二年（一二〇九）に初めて官途についているから、もし右の書判における法の引用に誤り
がないとすれば、慶元三年（一一九七）以降に举人の贖論の範囲は縮限されたことになる。『慶元条法事類』卷七六、当贖
門、随勅申明にはまた、

淳熙拾伍年朔月貳拾陸日の勅に、刑部・大理寺看詳するに、科場取中の待補の太学生は、合に外舎生に比附し、私罪の杖以下は、聴
贖せしめん重害に非ざる者を謂うとあり。国子監看詳するに、窃に泛濫を恐る。欲すらくは、当举取中の待補人を將て、参年を以て限と為し、私
罪の杖以下を犯すこと有らば、止だ聴贖すること壹次を許されんことを。聖旨を奉ずるに、依れ、とあり。^⑩

と見え、淳熙十五年（一一八八）に、太学の入試に合格し入学を待つ待補生は、三年以内に一度限りという条件で太学外舎
生と同じく私罪の杖以下の贖論が許されている。

以上のように、举人・生員には刑法上一定の贖罪の範囲が定められていたのであるが、生員の学校内における軽微な犯
罪は、学校の規則である「学規」によって処理されていた。『群書考索』後集卷二八、学法規に、

政和三年七月癸巳、臣僚言えらく、学生裏に真才有るに非ず、而して師長の位に至り、因て干請する所の者有り。乞うらくは嚴に恩

愛を冒濫するを糾拳するを行い、重ねて教養期待の意に負かさらんことを、と。詔すらく、犯有らば学規に依り、科犯論罰せよ、と。^②とあり、学規による処罰の指示が見えるが、幸い周密『癸辛雜識』後集「学規」に、南宋の太学の学規が収録されているので、それを掲げておこう。

学規五等。軽き者は閑暇幾月、出入を許さず。此れ前廊の判ずる所なり。重きは則ち前廊閑暇、監中の行う所なり。又重きは則ち遷斎、或は其の人果して不肖なれば、則ち遷る所の斎も亦受けず、又別斎に遷る。必ず須らく人情を委曲して方めて可なるべし。直だ本斎の同舎、公堂に力告するを須ち、方めて本斎に放還するを許さる。此れ則ちこれを徒罪に比す。又重きは則ち自訟斎に下す、則ちこれを黥罪に比す。自宿自処し、同舎も亦敢ては過ぎて問わず。又重きは則ち夏楚屏斥、則ちこれを死罪に比す。……^③

既に宮崎市定氏が指摘しているように、最も軽い罰が「閑暇」であれば、監中が行なうのは、「前廊閑暇」ではなく「監中閑暇」であろう。引用を省いた後半部分には、「夏楚屏斥」すなわち笞打ちの後放校処分とされた者について、「此より士齒に与らず」と記されている。府州県学の学規もこの大学の学規と相似たものであったと思われる。こうした学規による処罰と一般の刑罰とがどのような関係にあったかについては、『群書考索』後集卷二八、学法類の宣和三年(一一二二)六月庚申条に、

尚書省言えらく、……学生近来学に在りて毆鬪争訟し、或いは殺人するに至る。蓋し令佐治訓を加えず、州県掾察を切にせず、提舉官提按に失し、以て此の如きを致すならん。惟に士其の行を失するのみならず、亦官も其の職を廢さん。今下項を具す。一、州県の学生犯有らば、学に在りて杖以下は、学規に従い、徒以上若しくは外に在りて犯有らば、並びに法に依りて断罪す。……依れと詔す。^④

とあり、学校内における杖以下の犯罪につき学規による処罰が行なわれたことが知られる。

ところで、生員に限らず士人に関わる判語の中には、「教刑」と呼ばれる特殊な刑罰も存在していたことが認められる。例えば、明版『清明集』卷十、人倫門、叔姪「叔姪争業、今稟聽学職教誨」に、

……周徳成叔姪に示すに、仰ぎて即日明なる朋友に稟聽して教誨せしめ、遂に叔姪初めの如く為れ。若し或いは倭めざれば、則ち玉

汝・于成なる者、將に教刑に従事せざるを得ざるべし。^②

とあり、「教刑」の語が見えるが、その具体的内容は、同書卷十二、懲惡門、把持「士人教唆詞訟、把持県官」の一節に、
……これを法に撥るに、本より合に科断すべきも、且く其の職学校に在るを念い、これをして保府受杖せしむるを欲せず。姑く擬記
に従い、以て教刑を示す。学に送り竹篋に決すること十下にて罷め、自訟齋に押下せよ。……^③

とあり、宋版『清明集』遺囑「仮偽遺囑、以伐喪」に、

……范瑜本より合に已判に照し、杖に勘し編管すべきも、明堂の赦恩適ま至り、而して范族の尊長及び小范・佑神・承讓、辭を合し
て請う有るを以て、姑く輕きに従い、州学に送り、竹篋二十に決し、聽読せしむること三月にて放て。……^④

とあるように、州県学の自訟齋^⑤における一定期間の強制的な学習改過が教刑であった。教刑には、見られるように学校に
おける笞打ち刑が伴っている。

この教刑は、本罪を免れるという点で、明らかに刑法上の優免の一部を構成するものであるが、教刑の適用を受けるの
は必ずしも举人或生員に限定されていたわけではない。教刑の適用対象は読書人^⑥士人であり、地方官によって士人と認
められた者は教刑という刑法上の優免に与ることができたのであった。例えば、明版『清明集』卷十一、人品門、士人
「士人充攬戸」に、

操舜卿の供する所を觀るに、亦粗かに文采有り。但だ既に是れ士人たれば、便ち心攬戸に充つべからず。既に攬戸に充つれば、則
ち県吏と等しきのみ。……当に重断に究竟すべき所なるも、其れ粗かに読書を知るを以て、姑く県学に押下するを与し、習読せしむ
ること三月、改過の日を候ち、攬戸の印記を搥毀し、罪名を改正するを与す。……^⑦

とあり、攬戸の操舜卿は「粗かに読書を知る」士人であるがゆえに、県学における習読三月の教刑に処せられており、同
書同卷、士人「士人以詭囑受財」には、

……王徳元却ち曾て勸招せず。余斤の館客なる一節を仮称するも、但だ其れ県吏に計置するを以て、人に随い奔徙するのみ。此れ亦

狗彘もこれに若かず。姑く亦輕きに從い、竹篋二十に決し、州学に押下して聽説せしむ。本学輪差の人に請い、監して自訟齋に在らしめ、放ちて東西せしむるを得ず、滿歳にて呈せ。仍賊を監す。^④

とあり、士人の王徳元は州学の自訟齋における一年間の聽説とされている。また、陳淳『北溪大全集』卷四七、劄「上傳寺丞、論民間利病六条」の第一条には、

此の間の民俗、大概質朴畏謹たり。然れども其の間亦姦雄健訟にて善良の梗使と為り、安息を獲ざる者有り。……凡そ詞訟有る者は必ずこれに倚りて盟主と為し、これを主人頭と謂う。此れ其の人或は是れ貢士、或は是れ国学生、或は進士の場屋に困しむ者、或は勢家の子弟宗族、或は宗室の不羈なる者、……前政趙寺丞其の然るを知り、聽訟の時に當り、此等の人有るを灼見せば、便ち嚴に懲断を行へり。其れ士類に在る者は、則ちこれを自訟齋齋は州の後に在りに在り⑤に善処し、究年帰るを与さず。人因て戦を畏れ、敢ては健訟せざりき。……

とあり、教刑の対象となるのが举人や州県学の生員、また「進士」―科挙をめざす読書人といった士人であったことが明確に示されている。ただし、教刑の対象となるのが士人であったということは、士人の犯罪がすべて教刑に処せられたということでは勿論ない。残された判例から推測する限り、士人の犯罪に教刑を適用するか否かは、地方官の自由裁量権の範囲内にあり、教刑適用に際し準拠すべき法令は存在しなかったように思われる。

ところで、士人の諸活動が士人という身分的地位を基盤とするものであり、彼等の犯罪に対しても、実際の裁判の場では士人なるがゆえの免断や減刑が行なわれていたことについては、既に前章でも述べておいた。その際、举人や生員といった有資格者の場合はともかく、在野の読書人の場合被告人を士人と認めうるか否かは、先掲の明版『清明集』「士人充攬戸」に見られるように地方官の判断に委ねられていたようである。宋版『清明集』取贖「典買田業、合照当来交易、或見錢或錢会、中半取贖」にも、

……今愈序の擬す所に拠るに、李辺合に杖一百に勘すべし。但だ其の状首に、自ら前の学生と称するは、意其れ或は是れ士類なれば、

遂に免断を欲するならん。就きて李辺の前後の状詞を觀るに、皆是れ齊東野人の語にして、一毫も詩書の意味無し。安くんぞ儒生の列に附するを得んや。……懲し此の時に於て、又幸免を得れば、則ち凡そ醜類惡物、好みて凶徳を行うの人、稍や丁の字を識る者は、皆得て士を以て自ら名し、而して恣に悖理傷道の事を為し、官司終に得て誰何せざらん。……^⑤

とあり、士人と認めうるか否かは地方官の判断に懸つていたこと、士人であると認められることによつて一般に刑罰の減免が行なわれていたことが明瞭に示されている。士人であるか否かの判断のためには、「引試」と呼ばれる認定試験も行なわれていた。明版『清明集』卷十一、人品門、士人「引試」に、

胡大発、……本より合に徒断とすべきも、姑く擬に照し、杖一百に勘し、隣州に編管す。餘は並びに擬に照し行へ。本司已に淳祐九年十月初八日、胡大発・毛徳を將て引断するに、内胡大発是れ士人なり、詩賦を習えりと称す。遂に当庁訟すれば終に凶たりの詩を出給し引試す。胡大発の答に抛るに、……。尋いで呈して台判を奉ずるに、粗通す、姑く勘断を免じ、重く竹篋二十に究せ、とあり。……^⑥

とあり、「訟すれば終に凶たり」と題する試問に対する胡大発の詩は「粗通」と判断され、よつて士人と認められた胡大発は減刑を得ているのである。同書同卷、士人「又（引試）」にはまた、

条に照すに、合に是れ徒配たるべきも、士人に係るを以て、且く末減を与し、杖一百に勘し、隣州に編管す。餘は並びに擬に照し行へ。尋いで吳敏中を押し、当庁引断するに、引試を称乞するに抛り、遂に試を勘す。呈して台判を奉ずるに、文理粗通す、姑く大杖を受くるを与免し、改めて竹篋二十に決せよ、とあり。致死の受財、此れ是れ何等の刑名なるか。徒降して朴とするは、其れ過を改めて士為るを失せざるを許す所以の者なり。意亦厚し。切に宜しく自ら勉むべし。^⑦

とあり、徒罪を犯した吳敏中は、当初士人であることをもつて杖一百、隣州への編管へと減刑されたのであるが、引試を乞い、その結果「文理粗通」との判断を得て、最終的には竹篋二十にまで減刑されている。これによれば、引試は士人たる資格を有するか否かの判断のためだけでなく、被告人＝士人の才能・学力の高下を判断するためにも用いられていたの

である。

以上のような教刑、あるいは引試などに基づく士人に対する刑法上の優免は、彼等に改過再生の途を歩ませ、才能ある者を育成しようとする理念に基づくものであろう。明版『清明集』卷十二、懲惡門、姦穢「貢士姦穢」には、そうした理念が明確に示されている。

……王桂・王榮兄弟儒を習い、俱に名を天府に登し、郷曲の英と号せられ、賢能の選に預りし者なり。……王桂私罪の徒を犯すに係るも、郷挙免れざれば、且く輕典に従い、学に送りて夏楚二十、仍院を屏出せしむ。獄旒の差を貽す毋れ。^⑥

すなわち、徒罪に相当する姦罪を犯した挙人の王桂は、夏楚二十、学籍剝奪という処分止められているのであるが、その理由は王桂の才能からして再び「郷挙免れず」との判断がなされたからなのである。しかしながら、才能ある者の育成という一事をもつては、刑法上の士人に対する優免、とりわけ実際の裁判の場における優免の大きさを説明し尽し難いようにも思われる。そこには、統治する階級としての「士」という儒教的イデオロギー、士人は「士」の一部を構成するという觀念の存在も与っていたのではなかろうか。^⑦

なお、本章では監生の法律上の優免については全く論及しなかった。それは、宋代の監生は七品以上の品官の子孫であり、彼等は父祖の蔭を役法・刑法の上で受ける権利を有していたからである。

① 王存立言、嘉祐中、同学究出身為鶴山県尉、嘗納官贖父配讞罪。請同舉人法、得免丁徭。帝憫之、復賜出身、仍互注官。

② 始定諸路增養舉學弟子員。大舉五十人、中舉四十人、小舉三十人。凡州舉學生、曾經公私試者、復其身、內舍免戶役、上舍仍免借借、如官戶法。

③ 「借借」とは、官司による強制的な物資・資材の借り上げである。宮崎市定「借借の解」『アジア史研究』四、東洋史研究会、一九六四年、所収）を参照。

④ このことは、本論次掲の『群書考索』後集卷二八、学法類、崇寧四年四月壬子条に、「其三月八日指揮勿行」とあることからも証される。

⑤ 諸州舉學生、試補入學、經試終場、及自外舍升內舍者、免身丁、內舍仍免借借、升上舍、即依官戶法。其三月八日指揮勿行。

⑥ ……諸耆長、論以八行孝士為上舍上等、其家依官戶法、中下等免戶下支移折變借借身丁、內舍免支移身丁。

ここに言う「八行孝士」とは、大觀元年三月甲辰の詔で、孝、悌、忠、和、睦、婣、任、恤の八行に應じて太学への入学を許し、また学

生をランク付ける制度に基づくものである。『宋史』卷一五七、選舉志三、『群書考索』後集卷二八、學法類、『江蘇金石志』卷十「大觀聖作之碑」を参照。

⑦ 給事中毛友言、比守郡、見訴役者言、富家子弟、初不知書、第捐數百緡錢、求人試補入學、遂免身役。……

⑧ 『宋史』卷一五七、選舉志三、宣和三年条に、

詔、罷天下州縣學三舍法、惟太學用之課試。開封府及諸路、並以科舉取士。……

⑨ 宋代の生員が役法上の優免を受けていたことは、曾我部雄雄「明の開節生員と納粟監生」(『中国社会經濟史の研究』吉川弘文館、一九七六年、所収)にも簡単な言及がある。

⑩ 宗正寺兼尚書司封員外郎王葆言、國家役法、庶女戸單丁与夫得解舉人太學生、並免戶役。頃議者歷陳丁役之弊、遂有募人充役之指揮。……得解舉人、名已登於天府、是有可貴之資也。今乃同籍於役人、則非所以貴之矣。太學生、身已隸於上庠、是有可肆之道也。今乃心累於執役、則非所以肆之矣。……

⑪ 『宋会要輯稿』食貨十四、免役、紹興七年閏十月十四日条。

⑫ 權知饒州陳璠言、欲望特詔有司、許當役保正副長、除情願自庶役之人、聽其從便外、並許雇人代役、官司不得追呼正身。……戶部言、……

……今來臣僚奏請、得解舉人并見係太學生、如係突得解及經省試之人、單子一身、別無兼丁、欲乞与免充役。若因特旨及応恩賞免解、即合依已降指揮、募人充役、官司不得追正身。從之。

⑬ 提舉開封府界學事路璠、……又言、已試補在學生、當免身丁。其請暇除籍之人、依旧庶役。並從之。

⑭ 『文獻通考』卷四二、學校考三、太學の慶曆二年(一〇四二)四月の詔に、

國子監太學天下州縣學生、更不立聽讀日限。……

⑮ 舉學生、三不赴職升試、及三赴職升試、而不能升州學者、皆除其籍。

⑯ 『宋史』卷一五七、選舉志三、崇寧五年条、および『文獻通考』卷四二、學校考三、紹興十八年条。

⑰ ……大中祥符五年二月、詔、貢舉人曾与南省試、公罪取贖、而所贖止於公罪徒。其後私罪杖亦許贖論。

⑱ 諸州縣學生醫生州職醫助教、犯公罪杖以下、太學武學外舍生僧道、犯私罪杖以下、撰諸州助教翰林祿候曾得解及庶免解舉人同。太學武學上舍內舍生僧道錄、犯賊私罪並罰非重者。公罪徒以下、御前忠佐、犯賊私罪公罪流以下、並贖(原注略)。

⑲ ……在法、曾得解人、止免公罪杖、而殺牛乃是私罪徒。……

⑳ 『慶元条法事類』卷七四、刑獄門四、比罪の名例勅に、諸應比罪者及雖舊出入之類、配沙門島比流貳阡里、……編管移鄉比徒壹年。其本罪徒以上、仍通比、滿肆年者比流貳阡里。……聽用官當減贖、不在除名之例。應監者理獨抽斤。命官勸停衙替、舉人永不得應舉、流外品官勸停、……

とあり、舉人は比罪に基づく贖論も許されていた。この場合、命官が勸停等の処分を受けることと、舉人が応舉の資格を失なうことが併列的に扱われていることは、舉人という資格が刑法上特権的の性格を持つものであったことを物語っている。

㉑ 淳熙拾伍年捌月貳拾陸日勅、刑部大理寺看詳、科場取中待補太學生、合比附外舍生、私罪杖以下、聽贖(謂非重)者。國子監看詳、竊恐泛濫。欲將當舉取中待補人、以參年為限、有犯私罪杖以下、止許聽贖壹次。奉聖旨、依。

㉒ 政和三年七月癸巳、臣僚言、學生非寒有真才、而至師長位、因而有所干請者、乞嚴行糾舉冒濫恩愛、重不負教養期待之意。詔、有犯依學規、科犯論罰。

㉓ 學規五等。輕者閔暇幾月、不許出入。此前應所判也。重則前廢閔暇、

監中所行也。又重則遷裔、或其人果不肖、則所遷之裔亦不受、又遷別裔。必須委曲人情方可。直須本裔同舍力告公堂、方許放還本裔。此則比之徙罪。又重則下自訟裔、則比之黜罪。自宿自處、同舍亦不敢過而問焉。又重則夏楚屏斥、則比之死罪。……

24 宮崎市定「宋代の太学生生活」(『史林』十六卷一・四号、一九三二年、後に『アジア史研究』一、同朋舎、一九五七年に収録)を参照。
25 尚書省言、……学生近来在学殿鬪爭訟、至或殺人。蓋令佐不加治訓、州県不切督察、提舉官失於提按、以致如此。不惟士失其行、亦官廢其職。今具下項。一、州県学生有犯、在学校(從校)以下、縱學規、徒以上若在
外有犯、並依法斷罪。……詔依。

26 ……示周德成叔姪 仰即日稟聰明朋友教誨、遂為叔姪如初。若或不悛、則玉汝于成者、將不得不從事於教刑矣。

27 ……揆之於法、本合科斷、且念其職在学校、不欲使之俛膺受杖。姑從撻記、以示教刑。送学決竹篔二十下罷、押下自訟裔。……

28 ……范瑜本合照已判、勘杖編管、以明堂赦恩適至、而范族尊長及小范佑神承議、食辭有請、姑從輕、送州学、決竹篔二十、聽說三月放。……

29 南宋の太学の自訟裔は、伊藤東涯「制度通」の「宋園子監圖」の中に見え、前掲注②宮崎論文にも転載されている。自訟裔は時政を誹謗した士人を収禁する場所としても使用されていたことが、『文獻通考』卷四六、学校考七、政和三年条の馬端臨の按文中に記されている。

30 親操辨卿所供、亦粗有文采。但既是士人、便不応充擢戸。既充擢戸、則与県吏等耳。……所当究竟重斷、以其粗知說書、姑与押下県学、習說三月、候改過日、与搥毀擢戸印記、改正罪名。……

31 ……王德元却不曾勘招。仮称倉廩客一節、但以其計置県吏、随人奔徙。此亦狗彘之不若。姑亦從輕、決竹篔二十、押下州学聽說。請本学輪差人、監在自訟裔、不得放令東西、滿歲呈、仍監賊。

32 此間民俗、大概質朴畏謹。然其間亦有姦雄健訟為善良之便使、不獲

安息者。……凡有詞訟者、必倚之為盟主、謂之主人翁。此其人或是貢士、或是国学生、或進士困於場屋者、或勢家子弟宗族、或宗室之不聽者、……前政趨寺丞知其然、當聽訟時、灼見有此等人、便嚴行懲斷。其在士類者、則善處之自訟裔在州究年不与婦。人因畏懼、不敢僥訟。……

33 ……今拋倉廩所擬、李辺合勘杖一百。但其狀首、自称前学生、意其或是士類、遂欲免斷。就魏李辺前後狀詞、皆是秀東野人之語、無一毫詩書意味。安得附於儒生之列。……儼於此時、又獲幸免、則凡醜類惡物、好行凶徳之人、稍識丁字者、皆得以士自名、而恣為悖理傷理之事、官司終不得而誰何矣。……

34 胡大筭、……本合照、姑照擬、勘杖一百、編管隣州。餘並照擬行。本司已于淳祐九年十月初八日、將胡大筭毛徳引斷、内胡大筭稱是士人、習詩賦。遂当行出給訟終凶詩引試。拋胡大筭答、……尋呈奉台判、粗遣、姑免勘斷、重究竹篔二十。……

35 照条、合是徒配、以係士人、且与末減、勘杖一百、編管隣州。餘並照擬行。尋押上與敏中、当行引斷、抛称乞引試、遂勘試。呈奉台判、文理粗通、姑与免受大杖、改決竹篔二十。致死受財、此是何等刑名。徒降而朴、所以許其改過而不失于為士者。意亦厚矣。切宜自勉。

36 ……王桂王榮兄弟習儒、俱登名於天府、号鄉曲之英、預賢能之選者。……王桂係犯私罪徒、鄉學不免、且從輕典、送学夏楚二十、仍令屏出院。毋胎獄籠之羞。

37 『勉齋集』卷三三、判語「眞儼久追不出」には、解試が近いという理由で士人を免罪にしている例がある。

……眞儼自称士人。豈不不畏名義、不畏条法、以至於此。合將眞儼重行勘斷、念其自称士人、秋試在近、且与免罪、疎枷押下安下人業万脚保管、伺候理對公事。……

38 本論中に引用した明版『清明集』卷十一、人品門、士人「士人充擢

戸」には、「但既是士人、便不応充撥戸。既充撥戸、則与県吏等耳」といふ一節があり、同書卷三、文事門、学校「学舎之士、不応耕佃正將職田」にも、

……但李葵筭、衣儒衣冠、名在学籍、而乃耕佃正將職田、則是以学校之士子、而作正將之莊佃也。何無廉恥、如此邪。……

とあり、当時撥戸や佃戸（李葵筭は僕佃戸であろう）となることは、士人に相応しからざること考えられていたのである。なお、州県学

おわりに

宋代の官僚に寄居の風潮があったことは、しばしば説かれるところである。しかし同時に、南宋に至り、士大夫の郷居植党の傾向が強まったことも指摘されている。^① 朱熹や黄震の文集中に、郷居の士大夫や士人の影響力に依拠した賑恤や社会の施策が見られ、郷官なる呼称が生まれたのも南宋であった。士大夫は次第に郷里社会と結びつきを強めつつあったのである。

一方、宋代の科挙は、寄庇、すなわち本籍地外での応試も一定の条件下で認められてはいたが、しかし本籍地取庇はほぼ一貫した原則であり、それだけに科挙を目指す士人と郷里社会との結びつきは強かったと推測される。北宋中期以降、全国的に州県学が設置され、新法党政権下で三舎法が行なわれるに至って、養士の機関たる学校は次第に取士との機関へと変化していったが、そのことは、太学や州県学の生員が官僚に次ぐ身分的地位を持つ者であるとの意識を社会的に醸成・定着するに与って力があつたであろう。また、一旦廃止された三舎法を復活した徽宗朝に、生員に対する役法上の優免規定が集中的に制定され、上舎（上等）生が官戸と同等の優免を与えられているのは、国家体制上における生員の身分的地位の高さを反映するものであろう。徽宗朝の初期より一時中断していた科挙は、宣和三年（一一二二）に復活されるが、科挙試の中で解試に及第した挙人はほぼ宋一代を通じて差役が免除され、刑法上も官戸に次ぐ優免^②贖論が許されていた。

生員が係官の田産の佃賃や坊場を請負うことを法的にも禁じられていたことは、『宋会要輯要』崇儒二、郡县学、政和六年六月五日条に見える。

^① 『宋史』卷一五七、選舉志三の冒頭に、

凡学皆隸国子監。国子生、以京朝七品以上子孫為之、……太学生、以八品以下子弟若庶人之俊異者為之。

宋代の挙人は、科挙試の階梯からすれば、通説のごとく明制とは異なって臨時的な資格にすぎなかったが、社会的、法律的には固定化した終身身分だったのである。

以上のような挙人・生員は、宋代に新たに成立した社会的階層としての無官の読書人層——士大夫や庶民とは区別して士人、士子なる特定の呼称を与えられていた階層——の中核を構成するものであり、郷里社会においては、現職官僚や郷官に次ぐ身分的地位を持つ者として、在野の士人や庶民の上位に位置していたのである。挙人や生員の資格を持たない在野の読書人といえども、士人として庶民より高い身分的地位を占めていたことは言うまでもない。かかる身分的地位と士たることの自覚に基づき、士人は、一方では郷里社会の当面する諸課題の解決のために、地方官や郷官とともに指導者的役割を果していた。しかし他方では、彼等は自らの身分的地位を利用して州県行政に干与し、郷民に重大な被害を与えてもいた。士人の身分的地位は州県における裁判の場にも反映している。士人は士人であるがゆえに刑罰の減免を受け、地方官は士人に優待的判決を与えることによって、士人の体面と社会的地位の保持とに腐心していたかにすら見えるのである。

ところで、酒井忠夫氏は本稿の「はじめに」に示した論致において、「明末の郷紳、士人の差別意識は、科挙制度から来る社会的身分を表示するものである」（九三頁）と述べ、更に「郷紳、士人は制度上も社会上も旧中国社会における支配階級をなすものであり、指導層的役割を果すものである」（九五頁）とも指摘している。あえて単純化して言えば、酒井氏の指摘する論点の一層の敷衍と展開の先に、重田徳氏の「土地所有に基づく支配」としての「郷紳支配」論が構築されていると言ってよいであろう。私見によれば、「郷紳支配」論が提起された根本的な理由は、旧中国の地主が終に領土化することがなかったという一事に懸っていると思われる。地主は地主であることのみによっては郷里社会の社会的ないし政治的支配者たりえなかったのであり、仮りに地主が経済的富や物理的暴力による事実上の在地支配を実現していた場合があるにしても、支配の正当性を確保するためには、官僚や士人（挙人・生員）として集権的国家機構の中に自らの地位を

得なければならなかったのである。宋代の郷官や士人の経済的基盤がどのようなものであったかは未解明の課題であり、別途に検討されねばならないが、宋代における士人の社会的身分の成立は、士人の諸活動の在り方とともに、明末以降に成立するとされる所謂「郷紳支配」の原型が、既に南宋社会に成立しつづつあったことを示唆するのではなからうか。宋代の郷官や士人のいわば正当化された支配が、地主制と国家支配との関連で、どのような構造と特質をもっていたかが今後究明されなければならない。

- ① 瞿宣穎『中国社会史料叢鈔』（商務印書館、一九三七年）甲集下冊
「郷貫」の条、酒井忠夫「明末の社会と郷紳」、『中国善書の研究』国
書刊行会、一九六〇年、所収）、竺沙雅章「宋代官僚の寄居について」
（『東洋史研究』四一卷一号、一九八二年）を参照。
- ② 荒木敏一『宋代科挙制度研究』（同朋舎、一九六九年）。
- ③ 重田徳「郷紳の歴史的性格をめぐって——郷紳観の系譜——」（人
文研究）二三卷四分冊、一九七一年、後に『清代社会経済史研究』岩
波書店、一九七七年、に収録）、同氏「郷紳支配の成立と構造」（『岩
波講座世界歴史』十二、岩波書店、一九七一年、後に前掲『清代社会
経済史研究』に収録）。
- （名古屋大学教養部助教授

The Early Roofing-Tile Production and the Real Conditions of the Craftsmen in the Five Home Provinces 畿内

by

Tetsuro Hishida

In this paper we consider the first stage of roofing-tile production as ranging from its very beginning to the period of the building of local temples. Our aim is to clarify the features of this stage by analyzing the real conditions of the craftsmen and of the producing centers.

First, we correct the chronological framework of Sue-Pottery 須恵器, founded on the materials excavated from relics of furnaces for tiles and ceramics. Then, we assess the chronology of tile production, examine the technical knowledge, and try to trace the descent of the tilers. As a result, it is made clear that until the first quarter of the 7th century there existed three schools, which diverged to be more various in the second quarter.

Also, we minutely investigate the production system (the forms of furnaces, the operation and the supply). From this investigation we can suppose that the production system of roofing-tiles was formed by the combination of the tilers with technical knowledge and the craftsmen of Sue-Pottery, and that the existence of this combination depended upon the demand. We think of the said production system as one of the most important conditions that facilitated the expansion of tile production in the 7th century.

The *Shiren* 士人 Class in the Song Dynasty

by

Yoshiro Takahashi

In the Song dynasty, to add to the diffusion of government or private schools, the arrangement of the imperial examination (*keju* 科举) system,

and the assurance of the high posts to successful candidates made a great number of intellectuals. Among the intellectuals, the *juren* 举人 and the *shengyuan* 生員, who didn't have any post, were distinguished from the officials (literati, *shidafu* 士大夫) and the common people, and they were called the *shiren* or the *shizi* 士子. They were considered as the class next to the officials in the *xiangli* 鄉里 society. And so, the hierarchy was formed in which the *xiang quan* 鄉官 and the *jiju* (temporary lodging) *quan* 寄居官 were the first, the *shiren* the second and the common people the third.

The *shiren*, who were aware of the importance of their own status and considered themselves the intelligensia, *shi* 士, maintained leadership in the solution of the problems of the society. But on the other hand, they made use of their status to get their own interests. The position of the *shiren* was not only the social one but the legal one. Because the *juren* and the *shengyuan* took some advantages in the laws on corvée and the criminal laws. Especially the qualification of the *juren*, which was only temporary in the examination system, was valid for life in their laws. Besides, not only the *juren* and the *shengyuan* but all the *shiren* received favorable treatments in the court. In the national system or in the *xiangli* society, the character of their governing classes was getting clear.

“To-Bei” (Going to America) Boom in Late Meiji Era

— American Fever —

by

Kenji Tachikawa

From the latter half of the thirties to the forties of Meiji Era, many Japanese were interested in going abroad to America and many of them actually did so. A variety of books and leaflets were published to encourage their going to America, organizations promoting the trend such as *Tobei-kyokai* (渡米協会) or *Rikiko-kai* (力行会) were getting more active than ever and a considerable amount of information concerning America was on newspapers and magazines. Such palatable phrases as